

改善報告書

令和元年 7 月 1 日

1. 大学名：東京聖栄大学

2. 認証評価実施年度：平成 30 年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に定める、学生に対する退学、停学及び訓告の処分の手続きが、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目 4－1 について

東京聖栄大学（以下「本学」）の学生の懲戒処分については、学則第 56 条の規定に基づき、学長が懲戒を行っている。これまでは、懲戒を行うにあたり、「学生の賞罰」を所管すると規定されている「生活指導委員会規程」に基づき、事実調査（本人からの聴取を含む）の後、生活指導委員会・教授会を経て、当該学生に対するペナルティーを決定することを通例としてきた。

しかしながら、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、懲戒手続きの明確化を図るとともに、量定の標準例を定め、学生に示しておくことを主たる目的として、「東京聖栄大学 学生懲戒規程」（以下「本規程」）を定めることとした。規程の制定にあたっては、平成 31(2019)年 1 月の大学運営会議で審議し、同月の教授会の意見を聴いて学長が決定するとともに、決定後その内容を理事長及び平成 31(2019)年 1 月の理事会に報告し、平成 31(2019)年 4 月 1 日に施行した。

本規程は、学生ファイルサーバへ保管し、学生が閲覧可能な状態にするるとともに、平成 31(2019)年度学生便覧に「学生の懲戒処分について」を掲載し、懲戒処分標準例を示している。また、新年度ガイダンス等を通じて学生に対して周知を行っている。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目 4－1 の資料

【資料 4-1-1】東京聖栄大学 学生懲戒規程

【資料 4-1-2】平成 31(2019)年度 学生便覧

【資料 4-1-3】平成 31(2019)年 1 月 17 日 教授会 議事録（抄）

【資料 4-1-4】平成 31(2019)年 1 月 23 日 理事会 議事録（抄）